日野市子どもの学習等支援活動補助金交付要綱

令和７年　月　日制定

日野市子どもの学習等支援事業補助金交付要綱（令和６年６月11日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、家庭の事情等により学ぶことが困難な子どもたちを対象に、学習等支援活動を実施する団体等（以下「団体等」という。）に対し、当該活動に係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本補助金は、生活環境により学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいう。以下同じ。）以外での学習及び体験の機会を得られない日野市（以下「市」という。）に居住する小学生、中学生及び高校生（以下総称して「子ども」という。）に対し、生活環境に配慮した学習等支援活動を行う団体等を支援することにより、学校以外での子どもの学習及び体験の機会の確保並びに格差解消を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　学習等支援活動　学校以外において、学習習慣の定着及び学力の向上を図るための支援並びに社会との交流・体験機会を提供する活動であり、かつ、利用者が任意で利用できるものをいう。ただし、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第２条第３号に定める不登校児童生徒に対し、学校の代替等の目的で支援を行うものを除く。

(2)　団体等　2人以上の構成員にて活動しているものをいう。ただし、法人格を有する必要はないものとする。

（補助対象活動）

第４条　補助金交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、市内において実施する学習等支援活動で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　第２条の目的に合致し、市に居住する家庭等の事情により学ぶことが困難な子どもを対象としたものであること。

(2)　原則として定期的に実施（実施月数及び日数は問わない。）していること。ただし、災害その他特別な事情により実施しない期間がある場合を除く。

(3)　団体等による活動であること。

(4)　団体等の構成員の３親等以内の親族を除き、補助対象年度内において実人数で２人以上の子どもが利用していること。

(5)　当該活動の利用料は無料であること。ただし、利用者から文房具費、学習教材費、交通費及び飲食費等の必要な実費を徴収することができる。

(6)　団体等が実施する学習等支援活動以外の支援を必要とする子ども又は保護者を把握した場合には、市と連携を図り必要な支援に繋げるよう努めること。その際には緊急の場合を除き、当該子ども又は保護者の同意を得ることとする。

（補助対象者）

第５条　補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条の補助対象活動を実施する団体等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　営利活動、宗教的活動及び政治的活動をしていないこと。

(2)　成人ではない者のみで組織される団体等ではないこと。

(3)　補助対象者（代表者及び構成員）が、日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象活動の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。ただし当該補助対象活動以外と併用する場合は利用時間分等にて按分を行うものとする。

(1)　人件費

(2)　講師謝礼

(3)　交通費

(4)　教材費

(5)　物品購入費

(6)　印刷費

(7)　通信費

(8)　賃借料

(9)　会場使用料

(10)　光熱水費

(11)　保険料

(12)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

（補助金の交付額）

第７条　補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　交付額は補助対象経費の全部又は一部とし、交付上限額と補助対象経費を比較し少ない額とする。

(2)　交付上限額は10,000円に補助対象活動を年度内に実施した月数を乗じて得た額とする。この場合において、実施した各月における実際の補助対象経費の額は問わない。

(3)　補助対象活動において、当該補助金以外の収入（国及び東京都並びに民間法人等からの補助金等又はその他の寄附金等）がある場合は、当該収入の額を補助対象経費から差し引くものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第８条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が別に指定する期日までに、日野市子どもの学習等支援活動補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　活動計画書

(2)　収支予定表等

(3)　団体等の構成員名簿等

(4)　通帳等の写し(振込先口座番号等のわかるもの)

(5)　その他必要書類

（補助金の交付決定及び通知等）

第９条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を審査するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めたとき、補助金の交付を決定し、申請者に対し日野市子どもの学習等支援活動補助金(交付・不交付)決定通知書（第２号様式）により通知し、指定された口座へ補助金を概算払いにより速やかに交付するものとする。ただし、補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

３　市長は、第１項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、日野市子どもの学習等支援活動補助金(交付・不交付)決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する際に次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　補助金の交付決定以降の各手続きは、指定した日までに処理すること。

(2)　交付された補助金を補助対象活動以外に使用してはならないこと。

(3)　第15条の規定による検査に協力しなければならないこと。

(4)　第17条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、速やかに補助金を返還しなければならないこと。

(5)　第18条の規定による承認を受けずに財産を処分等してはならないこと。

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件。

（実績報告）

第11条　第９条に規定する交付決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、補助対象活動が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに日野市子どもの学習等支援活動補助金実績報告書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　活動実績書

(2)　収支報告書又は会計帳簿等収支のわかるもの

(3)　領収書及び納品書等の写し（当該補助対象経費分）

(4)　その他必要書類

（補助金の額の確定及び精算）

第12条　市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野市子どもの学習等支援活動補助金交付額確定通知書（第４号様式）により被交付決定者に通知するものとする。

２　被交付決定者は、前項の規定による通知を受けた場合において、確定した補助金の額が第９条により決定し既に交付済みの額に満たないときは、日野市子どもの学習等支援活動補助金精算書(第５号様式)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（是正のための措置）

第13条　市長は、前条の規定による審査等の結果、補助対象活動の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助対象活動につき、これに適合させるための措置をとることを被交付決定者に命ずることができる。

（書類の整備、保管）

第14条　被交付決定者は、補助対象活動に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象活動の属する会計年度終了後10年間保管しておかなければならない。

（検査）

第15条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関して報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を検査することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第16条　市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又はこの要綱等に違反したとき。

(3)　第10条の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が客観的かつ合理的な理由により補助金の返還を求めることが必要と認めたとき。

２　前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、日野市子どもの学習等支援活動補助金交付決定取消通知書（第６号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条　市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、被交付決定者に対し当該取消しに係る補助金が既に支払われているときは、日野市子どもの学習等支援活動補助金返還命令書（第７号様式）により被交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

２　前項の場合において、補助金の返還時に必要となる日野市が指定する口座への振込手数料等の費用は、当該返還を命ぜられた者が負担するものとする。

（財産処分の制限）

第18条　補助活動により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過した処分等について承認するものとする。

　（財産処分による収入の納付)

第19条　前条の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は補助を受けたものに対し、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（活動の周知等）

第20条　学習等支援活動を行う際は、活動の性質上広く周知することが好ましくない場合を除き、広く一般に周知及び啓発を行うものとする。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和　年　月　日から施行し、令和7年４月1日から適用する。

２　この要綱は、令和７年度分として交付する補助金から適用し、令和６年度以前の年度分として交付する補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された活動について交付する補助金に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。





















